

第2回 飯舘村復興整備協議会特別会議 議事録

日 時 : 平成27年6月1日(月) 14時40分から15時00分
場 所 : 福島県庁本庁舎5階 正庁
復興整備事業 : 深谷地区道の駅「までい館」整備事業
出席者 : 復興庁 福島復興局参事官 佐藤 信
農林水産省 東北農政局農村振興課 農村復興指導官 伊藤 崇
企画調整部 土地・水調整課長 小池喜司雄
企画調整部 地域政策課長 永田嗣昭
農林水産部 農業担い手課長 大竹浩二
土木部参事 関根康孝
土木部都市計画課長 寺木正宏
土木部まちづくり推進課長 諏江 勇
飯舘村 副村長 門馬伸市
〃 総務課長 中井田榮
〃 総務課主任主査兼企画係長 三瓶真
〃 総務課企画係主査 渡部誉典
〃 総務課企画係主査 高野琢子
〃 総務課企画係副主査 木幡貴彦

○協議内容

1 開会(飯舘村 総務課主任主査兼企画係長 三瓶)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開についての報告
- ・傍聴人への注意事項

2 議事

飯舘村復興整備協議会規約第9条第1項により、飯舘村長代理人の門馬伸市副村長が議長となる。

(議長：飯舘村副村長 門馬)

それでは、飯舘村の現状と課題について、飯舘村から説明願います。

(説明者：飯舘村総務課長 中井田)

それでは、飯舘村の現状と課題についてご説明申し上げます。

【別紙「現状と課題」により説明。】

(議長：飯舘村副村長 門馬)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：飯舘村副村長 門馬)

前回、協議会会議を平成27年3月27日に開催し、飯舘村復興整備計画についてお諮りしたところでありますが、本日は、その計画の変更について、お諮りします。

本日は、協議する事項は2点です。

1点目は、復興整備事業の実施に当たり、2haを超える農地転用が必要となることから復興特区法第49条第1項に基づき土地利用方針の変更についてお諮りいたします。

2点目は、復興整備事業実施に当たり、都市計画法第29条第2項に基づく県知事の開発行為の許可が必要となることから協議会にお諮りいたします。

開発行為の許可は復興特区法第49条第9項及び同条第13項に基づき、開発行為が規定する基準に適合するものであることを確認しているため、本協議会で同意を得ることを要しない事項となります。

協議の進め方ですが、飯舘村から計画変更の概要と事業内容について説明の後、土地利用方針について、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますので同意について確認させていただきます。

最後に開発行為の許可について、県から補足説明します。

それでは、飯舘村から復興整備計画変更(案)について説明願います。

(説明者：飯舘村総務課長 中井田)

それでは、飯舘村復興整備計画第1回変更(案)について御説明申し上げます。

【様式第2、8、9及び構想図等により説明】

(議長：飯舘村副村長 門馬)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

次に土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、

東北農政局の伊藤農村復興指導官 様

土地利用方針の変更について、同意することに御異議はございませんか？

(東北農政局 伊藤農村復興指導官)

説明のありました土地利用方針につきましては、異存ありません。

ありがとうございました。

土地利用方針の変更につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

続きまして開発行為の許可について、飯舘村から説明をお願いします。
その後、県都市計画課より補足説明及び御意見があればお願いします。

(説明者：飯舘村総務課長 中井田)

【様式第10について説明】

続いて県都市計画課から補足説明があればお願いします。

(県土木部計画課 寺木課長)

都市計画法第33条の基準に適合し、第29条の開発行為の許可について、支障ありません。

(議長：飯舘村副村長 門馬)

ありがとうございます。

以上で、議事を終了いたします。

皆様、ありがとうございました。

なお、本日協議しました「飯舘村復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第50条第1項及び第2項の規定に基づき、公表することで、農地転用の許可及び都市計画法の開発許可があったものとみなされます。

計画変更については、6月2日(火)に村HP等で公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かさせていただきます。

円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。

3 閉会(飯舘村 総務課主任主査兼企画係長 三瓶)

皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして「第2回飯舘村復興整備協議会会議」を終了します。

○協議結果

深谷地区道の駅「までい館」整備事業に伴う土地利用方針について、農林水産大臣の同意を得た。

計画変更については、異議ないものとし、東日本大震災復興特別区域法第 50 条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、公表することで、農地転用の許可及び都市計画法の開発許可があったものとみなされる。